

大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則及び大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第10号

大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則及び大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年大和市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第4第2号及び第3号中「であって、」の次に「6月以上の任期が定められているもの又は」を加え、同表第4号中「、引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削り、同表第5号中「であって、引き続き在職した期間が1年以上であるもの」を削る。

(大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年大和市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条」を「第25条」に改める。

第11条を第22条とする。

第10条中「第4条の」を「第7条の」に、「第4条中」を「同条中」に改め、同条を第21条とする。

第9条第2項中「第2条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第20条とする。

第8条の7(見出しを含む。)中「第19条第2号イ」を「第19条第2号」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(条例第20条第2項の規則で定める育児休暇)

第19条 条例第20条第2項の規則で定める育児休暇は、大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年大和市規則第9号)別表第4第13号に規定する育児休暇とする。

第8条の6を第17条とし、第8条の5を第16条とする。

第8条の4中「第4条」を「第7条」に改め、同条を第15条とする。

第8条の3第2項中「第2条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第14条とし、第8条の2を第13条とし、第8条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(条例第8条の規則で定める昇給日)

第12条 条例第8条の規則で定める昇給日は、大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年大和市規則第8号)第19条に規定する昇給日とする。

第7条を第10条とし、第6条を第9条とし、第5条を第8条とする。

第4条第2項中「第2条第2項本文」を「第5条第2項本文」に改め、同条を第7条とし、第3条を第6条とし、第2条を第5条とし、第1条の3を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業等の計画)

第4条 条例第3条第5号及び第11条第6号に規定する育児休業等計画書は、第1号様式とする。

第1条の2(見出しを含む。)中「第2条第4号ア(ウ)」を「第2条第4号ア(イ)」に改め、同条を第2条とする。

本則に次の2条を加える。

(様式)

第23条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第23条関係）

| 様式番号 | 様式の名称 | 関係条文 |
|-------|--------------|------|
| 第1号様式 | 育児休業等計画書 | 第4条 |
| 第2号様式 | 育児休業承認請求書 | 第5条 |
| 第3号様式 | 養育状況変更届 | 第7条 |
| 第4号様式 | 育児短時間勤務承認請求書 | 第14条 |
| 第5号様式 | 部分休業承認請求書 | 第20条 |

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。